

令和6年度 第1回全国健康保険協会長野支部評議会

◇日 時

令和6年7月19日（金） 10：00～12：00

◇場 所

全国健康保険協会長野支部会議室

◇出席評議員

青木評議員、柄澤評議員、小島評議員、下田評議員、戸井田評議員、
西川評議員、増原評議員（議長）、宮崎評議員

（五十音順） *議長はオンラインにて参加

◇議 事

- （ 1 ） 令和5年度協会けんぽ決算と長野支部収支見込みについて
- （ 2 ） 令和5年度長野支部事業結果報告（報告事項）
- （ 3 ） 令和6年度長野支部KPI（報告事項）
- （ 4 ） 令和4年度長野支部医療費分析（報告事項）
- （ 5 ） その他

1. 開会

2. 支部長挨拶

○清水支部長

皆さまこんにちは。昨日、関東甲信の梅雨明け発表がございました。今年も酷暑が予想されております。本日も、お暑い中お集まりいただき誠にありがとうございます。

今回は本年度の第1回目長野支部評議会となります。私からは、マイナ保険証について触れさせていただきます。先月、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）が閣議決定されました。骨太の方針には、ここ数年、医療DX推進が盛り込まれております。今回、医療DX推進の具体的な取組事項として、マイナ保険証の利用促進、令和6年12月2日をもって現行の保険証発行が終了すること、現行の保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行すること等が明記されております。

長野支部におきましては、今年度の事業計画にマイナ保険証の関連事業を盛り込みまして、移行についての周知と利用促進を図るといった施策を、現在展開しているところでございます。

国から公表されております、全人口に対するマイナンバーカードの保有枚数率は、令和6年5月末時点で73.8%となっております。そのうち、マイナ保険証として登録者は、令和6年4月末時点で78.5%であり、国民の約6割弱がマイナ保険証を保有していらっしゃるということです。また、そのマイナンバーカード保有者のうち、マイナンバーカードの携行者は、令和6年5月時点で約50%ということでもあります。

令和6年7月17日に開催された厚生労働省の中央社会保険医療協議会において、協会けんぽを含めた全健康保険加入者のマイナ保険証利用実績は、令和6年6月時点で全国平均値9.90%と公表され、まだまだ低い状況にあります。

また、厚生労働省より協会けんぽをはじめとした各保険者には令和6年11月時点でのマイナ保険証利用率の目標設定について指示があり、協会けんぽとしては50%の利用率を目標と掲げています。この目標に向かい取り組んでおりますが、協会けんぽ加入者の利用実績は、令和6年5月時点では、全国平均値よりも低い状況でありました。したがって、全国も、長野県も、協会けんぽも利用率が低迷しているということでもあります。

評議会におきましても度々話題となりましたように、マイナンバーカードあるいはマイナ保険証は、トータルでメリットの大きい制度であり、医療DXを進めるための必須アイテムと言えるかと思えます。私ども保険者は、マイナ保険証の定着に向けて、さらにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。とりわけまずは、マイナ保険証への移行と切り替えに当たりまして、加入者の皆さま方が混乱を生じないように、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日の評議会では、令和5年度の協会けんぽ決算と、それを受けました長野支部の収支状況についてご説明させていただきます。また、同じく令和5年度の事業結果報告を申し上げます。協会けんぽの直近決算と財政の中長期的な趨勢等につきまして、御理解を深めていただければ幸いです。他に、二、三、報告事項等もございます。お気づきの点等、何なりと御意見、御質問等賜りますよう、お願いしたいと思います。それでは、本日もよろしくお願いたします。

3. 議事

(1) 令和5年度協会けんぽ決算と長野支部収支見込みについて

【資料1】により、古田企画総務部長から説明

○増原議長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質問等がございますか。

私の方から補足説明をさせていただきます。令和5年度の地域差分の保険料率換算より、来年度の健康保険料率が仮に0.08%引き上がった場合で概算してみます。標準報酬月額30万円の方は月々240円、労使折半で事業主と被保険者それぞれ月々120円負担が増えるということになります。事業主からすると被保険者の人数分120円を追加で支払うことになり、被保険者からすると給与額は変更していないにも関わらず120円を追加で支払うこととなります。皆さまの利害に直結する案件であり来年度の懸念事項となります。こちらの概算について間違いないでしょうか。

○古田企画総務部長

ご説明いただいたとおりです。

○増原議長

月々120円の場合、年間で1,440円負担が増えることとなります。「健康保険料率が0.08%引き上がる」と割合で考えると感覚が掴みにくいですが、「健康保険料が年間1,440円増加する」と具体的な数字で考えていただくと自分のこととして考えやすくなるかと思います。事業主の皆さんからすると、1人当たり年間1,440円を従業員の数分増加することになるので、追加的な人件費が発生するというイメージですね。

○清水支部長

補足説明をさせていただきます。令和7年度の健康保険料率の算定については、先ほどの説明の通り、令和7年度医療給付費見込みが国から示され、令和5年度医療給付費実績値をもとに、各支部の医療給付費見込み額を算出し、年齢調整と所得調整を行います。さらに、インセンティブ制度の報奨金を差引き、その上で過年度の見込みとの差額を調整します。そのため、単に健康保険料率が0.08%引き上がるということではなく、これは健康保険料率を算定する中の一要素として、令和7年度は過年度分の精算が保険料率を引き上げる方向に働いてしまうということです。

ですが、健康保険料率の算定には様々な要素があります。そのため、例えば、インセンティブ制度の報奨金を獲得することで減算につながる可能性もございます。

今回は、健康保険料率の算定の一要素が引き上がる方向に働いてしまうということをご理解いただければと思います。

○増原議長

ありがとうございます。それでは続きまして、事業主代表の宮崎様お願いいたします。

○宮崎評議員

2023年度末の準備金残高は5.95ヵ月分であり、今後も準備金を積み立てていくということですが、準備金残高はここまで必要なのでしょうか。準備金残高を増やすことは備えとして安心ではありますが、健康保険料率の引き上げは、事業所と加入者ともに費用負担が大きくなります。どこかで線引きし、準備金残高の上限を示したほうが良いと思うのですが、見解をお教えてください。

○古田企画総務部長

現状、準備金残高は年々積み上がってはいますが、主たる収入の「保険料収入＋国庫補助等」の増加と、主たる支出の「保険給付費＋拠出金等」の増加の金額を比較すると、収入よりも支出が伸びており、将来的には準備金残高が減少することを見込んでいます。

○清水支部長

昨年度の評議会で示した将来的な収支の見通し試算では、平均保険料率10%を据え置き、賃金上昇率を過去10年の平均標準報酬月額増減率である0.7%とした場合、令和8年度には単年度収支差が赤字になる見込みとなっています。協会のスタンスとしては、平均保険料率10%をなるべく長く維持するために、準備金は積み上げていき、将来の赤字に備えていきたいと考えています。

○増原議長

将来を見据えて平均保険料率10%を維持していくことには賛同します。そのためには、事業所と加入者双方からの安心感を得るために、平均保険料率10%を何年間維持するか、何年後には引き上げるかという見込みを示していただきたいと思います。しかし、見込みを示すことはなかなか難しいということも理解しています。現状の見込みでは、おそらく10年以内には引き上がるのではという印象を受けます。協会のスタンスである平均保険料率10%を維持したいという強い意志は感じ取れますので、今後も繰り返し発信を続けていただければ安心できるかなと思います。

○清水支部長

次回以降の評議会では、令和7年度の保険料率について議論いただくことを予定しています。その際、令和6年度の保険料率の議論でもお示したように、直近のデータに基づき、いくつかのパターンに分けた収支のシミュレーションをお示しし、より具体的に説明させていただきたいと考えております。

(2) 令和5年度長野支部事業結果報告（報告事項）

【資料2】により、前田業務部長と古田企画総務部長から説明

○増原議長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質問等がございますか。学識経験者の西川様お願いいたします。

○西川評議員

先ほど、令和5年度協会けんぽ決算のご説明で、前期高齢者納付金とありましたが、こちらは私ども国民健康保険加入者さまの保険料軽減に役立たせていただいております。事業主の皆さま、従業員の皆さまにご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。また、近年協会けんぽ長野支部さんには、高血圧や睡眠の取り組みで、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご質問をさせていただきます。現金給付等の申請に係る郵送化率の促進について、オンラインではなく、郵送化を促進している狙いはなにかお教えいただければと思います。

○前田業務部長

協会発足当時、各支部の他に年金事務所内に協会けんぽ窓口を設置していました。その後これらの閉鎖に伴い、各支部への直接送付を推進したことが由来となっております。

○清水支部長

サービス水準の向上の一環として、協会窓口に来訪せずとも手続きが可能であることから、郵送化率の向上を促進しております。

現金給付等の電子申請については、令和8年1月からの開始を目標としており、現在システムを構築中です。

○西川評議員

ありがとうございます。もう1点ご質問をさせていただきます。柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について、主な実施内容に「他部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回施術（施術日数が月10日以上）の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施した。（上期：1,113件・下期：1,056件）」とあります。文書照会は毎月実施しているのでしょうか。それとも、特定月での実施でしょうか。

○前田業務部長

文書照会は毎月実施しております。

○西川評議員

ありがとうございます。国民健康保険では、加入者に対して施術を受けた月から半年後に照会文書が届くようなスケジュールとなっており、市町村の皆さまから様々な意見が寄せられています。協会けんぽ長野支部さんでは、施術からどのくらいの期間で、加入者宛に照会文書を発送しているのか参考までにお教えいただければと思います。

○前田業務部長

請求書は、施術を受けた翌月に届いております。その後支払いを行います。照会文書は、加入者宛に施術月から約2か月後に発送をしております。

○西川評議員

参考とさせていただきます。ありがとうございました。

(3) 令和6年度長野支部KPI (報告事項)

【 資料3 】により、田邊企画総務グループ長から説明

(意見等なし)

(4) 令和4年度長野支部医療費分析 (報告事項)

【 資料4 】により、田邊企画総務グループ長から説明

○増原議長

ありがとうございます。長野支部は全国平均と比較して、腹囲リスクは低いですが、血圧リスクは高いことから、運動習慣がないように見受けられます。今後そのような関係性を深掘りし、加入者への啓発の参考になれば良いと思います。

(5) その他

【 資格情報のお知らせに関するチラシ 】により、田邊企画総務グループ長から説明

○増原議長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見、ご質問等がございますか。事業主代表の宮崎様お願いいたします。

○宮崎評議員

すべての医療機関がマイナ保険証に対応できるのでしょうか。

○田邊企画総務グループ長

すべての医療機関が対応できるようになるかということ、なかなか難しいと思われま

○宮崎評議員

令和6年12月2日以降は、資格情報のお知らせで受診可能ということでしょうか。

○田邊企画総務グループ長

資格情報のお知らせ単体ではなく、マイナンバーカードとセットで医療機関に提示をすることで受診ができます。

○清水支部長

マイナンバーカードには、保険証の記号番号といった健康保険情報が記載されていないため、カードリーダーの故障により読み取りができない、または、カードリーダーが設置されていない場合等については、医療機関側は健康保険情報を得ることができません。そのため、資格情報のお知らせによって、健康保険情報を把握することができるようになっていきます。

長野県内医療機関のカードリーダー設置率は9割以上となっておりますが、実際の使用有無で考えると、医療機関により温度差があると聞いています。そういった医療機関も少しずつ移行していくと考えています。

○青木評議員

資格確認書は申請があれば発行するのですか。それとも加入者全員に発行するのでしょうか

○田邊企画総務グループ長

資格確認書は、加入者全員に対して発行するものではございません。基本的には、新規加入時に資格取得届等で発行を希望するという申し出により発行できます。また、マイナ保険証をお持ちでない方やマイナンバーカードに健康保険証情報が未登録の方等、協会では保有している情報をもとに職権で発行することも予定しています。

○宮崎評議員

各市町村では、マイナ保険証の利用登録のサポートを行っていただいておりますが、協会では、同様のサポートを行っていただけますか。

○清水支部長

協会では、ご自身で、パソコンやスマートフォン、セブン銀行ATM、医療機関窓口のカードリーダーのいずれかからマイナ保険証の利用登録を行っていただくように案内しています。

○宮崎評議員

マイナ保険証の利用登録は簡単であると認識はしていますが、現行の健康保険証が利用できる状況では、なかなか利用登録までつながらないと思います。事業所としても、従業員に対して利用登録を強制することはできません。

そのため、マイナンバーカード交付時に、その場で利用登録を行うことを促す広報誌を配布する等、マイナンバーカード作成のみで完結しないための工夫をぜひ検討していただきたいと思います。

○下田評議員

資格情報のお知らせについて、マイナンバーカードを発行していない方は、マイナンバーの下4桁が記載されないという認識でよろしいでしょうか。

○田邊企画総務グループ長

マイナンバーが未提出の方や健康保険情報と紐づけができていない方については、当協会が正確なマイナンバーを把握していないため、マイナンバーの下4桁が未記載となっています。その方については、マイナンバーの提出をお願いするため申出書を同封する予定です。

○下田評議員

ありがとうございます。従業員へ説明をするにあたって、書類が多くなると、その分説明が難しくなることが予想されます。事業所側は、個人ごとの内容を確認することはできないので、どのような書類が届くのか、どのように手続きを行う必要があるのか教えていただければと思います。

○勝又業務グループ長

現行の協会加入者については、事業所を経由し、資格情報のお知らせを送付する予定となっています。

送付物は、①資格情報のお知らせのみ、②資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い、③資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）提出のお願い、の3つのパターンに分かれています。事業所に送付する際は、被保険者、被扶養者ともに、個人に応じたパターンの封書となっています。場合によっては、被保険者と被扶養者で異なるパターンの送付物となることもあります。

○清水支部長

今後、マイナンバーカードを携行していない方については、現行の健康保険証は令和7年12月1日まで使用することができます。その後もマイナンバーカードを作成しなかった、マイナンバーの紐づけができなかった方については、従来の健康保険証と同じプラスチックカード型で黄色の資格確認書を発行します。つまり、(1)マイナ保険証、(2)資格確認書、(3)資格情報のお知らせと健康保険情報が紐づけされていないマイナンバーカードのセット、の3種類いずれかで医療機関を受診することができます。

○清水支部長

しかし、自分はどのパターンで受診できるかと判断することは非常にわかりにくいと思われます。説明が難しい場合等については、令和6年9月よりマイナ保険証に関する専用のコールセンターを設置予定ですので、そちらへのお問合せをご案内ください。

○下田評議員

マイナ保険証を利用するメリットとして、限度額適用認定証の申請が不要となる等があるが、資格確認書では適用されないという認識で良いでしょうか。

○清水支部長

ご認識の通りです。

○増原議長

事務局からの議題は以上となりますが、全体を通して、ご意見ご質問はございますか。

では、こちらで今回の議事については終わらせていただきまして、本会の議事録の確認をさせていただきます。学識経験者を代表しまして私と、事業主を代表しまして下田様、被保険者を代表しまして戸井田様に、後日事務局より議事録が送られますので、ご確認のほどお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了となりましたので、ここで進行を事務局にお戻ししたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

増原議長、ありがとうございました。

次回の評議会につきましては、令和6年10月を予定しております。日程につきましては、評議員皆さまのご都合を改めてお聞きし決めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、評議員の任期満了に伴う更新に係る意向確認につきまして、ご協力いただきありがとうございました。更新の意向をいただきました方には、感謝申し上げるとともに、引き続きご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回評議会を終了いたします。ありがとうございました。

(了)